

総行公第51号  
総行給第11号  
令和2年3月19日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部  
公務員課長  
給与能率推進室長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保等  
に係る状況調査について

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保については、令和2年3月5日付け総行公第29号で通知したところであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図っていただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた組織全体としての業務体制の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保等に係る状況調査を実施することとしましたので、御協力の程お願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

**【連絡先】** 総務省自治行政局公務員部  
公務員課  
電話 03-5253-5542 (直通)  
給与能率推進室  
電話 03-5253-5549 (直通)